

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

()一部を除き、12月28日にとりまとめを公表。

(1) 把握・マネジメント機能の強化

市区町村における**身近な子育て支援(保育所等)による身近な把握・相談機能の整備**

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置** 子育て世代包括支援センター(母子保健)子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の見直し、母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

(2) 支援の充実

支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設** 訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

児童相談所の**支援強化** 民間と協働して保護者支援(親子再統合)や里親支援(里親支援機関の児童福祉施設化)の確実な提供を可能に。

一時保護開始の判断に関する司法審査の導入

一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

児童相談所による措置等の際に、**子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案

都道府県による**意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関(児童福祉審議会等)の活用**等による権利擁護の環境整備

社会的養育経験者の**自立支援**の充実 施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

4. 人材育成等

子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の創設(P)

児童へのわいせつ行為を行った保育士の**資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

市区町村等におけるマネジメントの強化

(全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**

この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**

子育て世帯の「かかりつけ」の相談機関

保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業、NPO法人等を活用して、妊産婦、子育て世帯、子どもの把握・相談のアクセス向上のために各圏域に設置。
悩み等の受け止め、情報提供、訪問を実施（必要に応じて）一体的相談機関につなぐ

妊産婦

子育て世帯
(保護者)

子ども

一体的に相談支援を行う機能を有する機関

(市区町村の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し)

業務

つながり(訪問・アウトリーチ)、課題把握、相談支援
サポートプランの作成
保健指導、健康診査等

地域の実情に応じ、業務の一部をかかりつけの相談機関等に委託可とする。

協働

児童相談所

民間資源・地域資源
と一体となった
支援体制の構築

様々な資源による
支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所
<保育・一時預かり>

ショートステイ
<レスパイト>

教育委員会・学校
<不登校・いじめ相談>
<幼稚園の子育て支援等>

放課後児童クラブ
児童館

子育てひろば

家や学校以外の
子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート
産後ケア

障害児支援

等

全ての子育て世帯の家庭・養育環境支援（市区町村）

子育てする親や子どもの家庭環境、養育環境を良くするための市区町村の支援について充実を図る必要がある。

具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、充実を図る必要がある。

- ア 子育てする親の負担や悩みを軽減する
- イ 子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する
- ウ より良い親子関係の構築に向けて支援する

これらの支援について、**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけ、市区町村による計画的な整備**を求める。

訪問による生活の支援（子育て世帯訪問支援事業（仮称）の新設）

- ・ 要支援世帯・要保護世帯、特定妊婦、その他これに類する状態の世帯を対象
- ・ 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握等を実施

短期入所支援の充実（子育て短期支援事業の拡充）

- ・ 親子がともに入所する場合や子どもが自らの意志で利用を希望した場合に利用可能とする
- ・ 利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする
- ・ いつでも利用可能な受け入れ体制を構築可能とすることを支援

学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業（仮称）の新設）

- ・ 家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子ども達に、自分の意思や学校、行政機関からの紹介等を経て、安心できる居場所を提供

親子関係の構築に向けた支援（親子関係形成支援事業（仮称）の新設）

- ・ 親子関係について悩みがあったり親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどによるペアレントトレーニングを提供

地域子ども・子育て
支援事業への位置づけ

- ① 市町村の計画的整備
- ② 子ども・子育て交付金の
の充当